平成 24 年 10 月 10 日
第 4 回自治基本条例推進市民会議
資料リスト

資料リスト

- 次　　第
- 資料No.１　協議パターン
- 資料No.２　第３回議事要旨（意見No.5,23～25 関係）
- 資料No.３　審議会等の公募委員に関する資料
- 資料No.４　議題調整票取りまとめ結果
- 資料No.５　意見募集により寄せられた意見

第４回　上越市自治基本条例推進市民会議

と　き　　平成 24 年 10 月 10 日（水）
　　　　　午後２時　～

ところ　　上越市役所　木田第１庁舎　第２委員会室

次　第

１　開会

２　議事
　　市の取組に関する事項についての協議

３　その他

４　閉会

平成24年10月10日
第4回自治基本条例推進市民会議
資料No.1

協議パターン

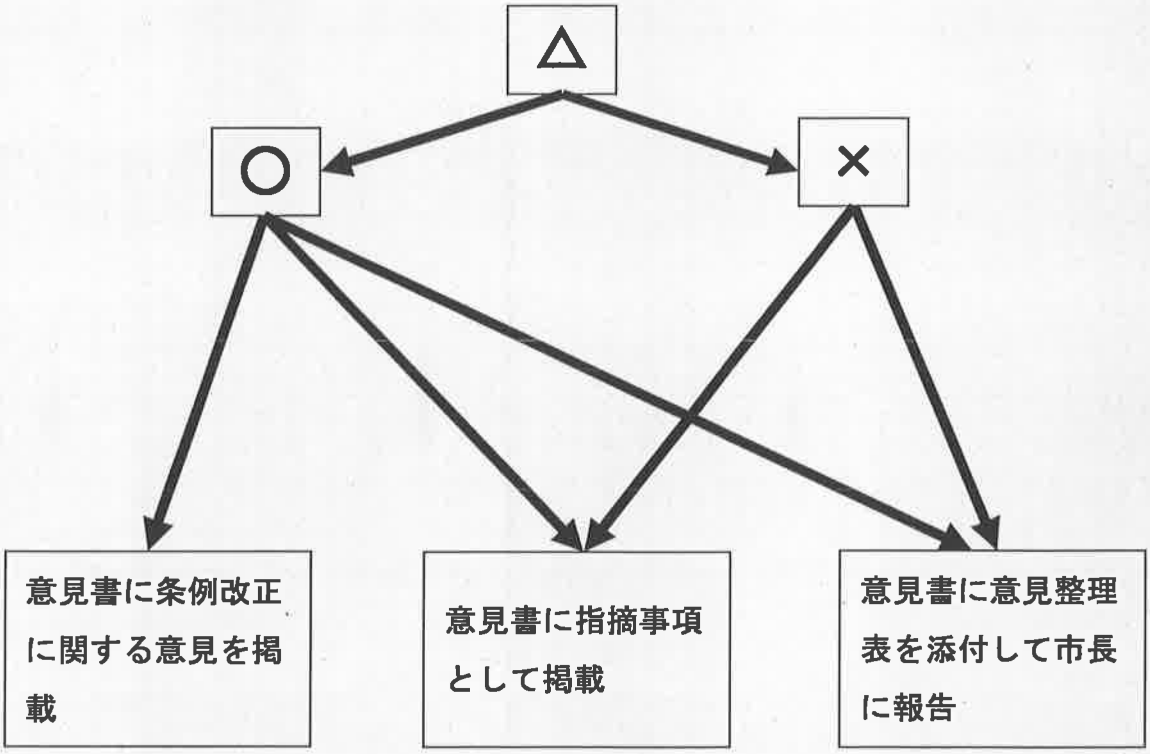

平成 24 年 10 月 10 日
第 4 回自治基本条例推進市民会議
資料№.2

第３回議事要旨

〇意見№.５について

・地域自治区に関する第３２条第３項の規定は、かなり具体的なことを書いていることから、もっと簡潔にした方がよいのではないか、整理した方がよいのではないかと考えた。（渡邉委員）

・制定当時、地域自治区制度については、上越市の特徴的なものであるため、その位置付けをきちんと明確化・恒久化しつつ、都市内分権の仕組みを基本条例の中に謳い込もうという思いが強かった。（事務局）

・一般的な条例は、法令や他の条例等の規定を引用しており、それらを見ないとその条例を理解できない。自治基本条例は、この条例を見ただけでおおよそのことが分かるように、大勢の人に理解してもらえるように丁寧に作ってある。（増田委員）

・第３２条と第３８条（市民投票）の規定は、具体的すぎて全体からするとバランスが悪い。細かいところまで書き過ぎると、動けなくなるのではないか。（栗田副座長）

・第３２条第３項の規定は、条例の編集上の観点で入れないという考えと、制定当時の強い思いで残しておくという考えの両方の考え方がある。（事務局）

・地域自治区を具体的にどのようにしていくかは政治の問題であり、それを規定しているのはいかがなものか。市長が変わったら、また新しい色が出せるように、もう少し緩やかに書くことはできないか。合併前上越市に地域自治区を導入する前とは時代が変わってきているのだから、議論してみたらいかがか。（渡邉委員）

・この規定があることで、現在の地域自治区の区域の組み換えができないように縛りができてしまうのではないか。（海野委員）

・もう少し大きく、基本的に仲良くやるんだというような形になればいいのではないか。（渡邉委員）

〇意見№.２３～２５について

・「みんなで創る自治基本条例市民会議」においてかなり議論になったところであり、市民公募は是非するようにしてほしいとの意見がかなりあり、議論の結果、逐条解説の中に入れることとなっていたはずであるが、書いていない。市民参画をきちんとやらないと自治が進んでいかないし、市民の関心が薄れてしまうという議論があったが、それが実現されていない。（今井委員）

・公募委員の方が積極的に意見を言う人が多いことから、専門性は薄れるかもしれないが、審議会等が活発になるのではないか。（岩井委員）

・少人数の公募委員が有識者に囲まれていて発言できなく、意見を言っても結局反映されず、原案どおり決まってしまうということばかり経験すると、行くのが無駄という雰囲気になる。公募委員が半数以上いれば、いろいろなことを話し合うが、いつも同じ顔ぶ

れでやっている審議会は形骸化したものになってしまう。条例制定時においても、少なくとも半数は公募委員とすべきという意見が大勢を占め、選任の状況を逐一説明するということを逐条解説に書くことにより、そのような問題を解決するということにしたのだが、どこの審議会も公募委員が一人か二人である。委員になったからには一生懸命やろうという雰囲気を作らないと自治は進展しないと思うので、そういう観点から見直しの論議をして、その論議を逐条解説に持ち込みたい。条例制定後５年間、当時論議されたことが全く反映されない実態にあることはまずい。（増田委員）

・公募委員の割合が低いというのは、市民参画の機会が狭いということ。審議会の役割に市民の声を反映させることは大事である。（横山座長）

・全て公募委員でもいいくらいである。公募委員は意識が高いが、市に頼まれた委員というのは意識が低い。充て職というのはいかがなものか。専門性を有する委員を何人以上入れるなどの規定はないのか。（浦壁委員）

・分野と総数の規定はあるが、公募委員の取り決めについては各会議の性質から決めるというのが実態（事務局）

・逐条解説に何らかの形で入れていただきたい。（今井委員）

・公募委員は、常連が多い。言いたい放題が民主主義ではない。急に変えることはできないことから、ある程度歯止めをかけながら段階的に広げていくことが必要である。（川室委員）

・特に市民に関わるものから半数くらいを公募委員にしていただきたい。自主自立のまちづくりのためには市民力を上げる必要があることから、いろいろな人の意見をいろいろな角度から聴いて反映させることが大事（今井委員）

・逐条解説に入れる方向で考えるようにしたらいかがか。（増田委員）

平成24年10月10日
第4回自治基本条例推進市民会議
資料No.3

審議会等の公募委員に関する資料

平成24年10月１日現在

No.	審議会等の名称	担当課	委員構成	(ア) 委員数	(イ) 公募委員 設置の 有無	(ウ) 公募委員 の定数	(エ) 応募者数	(オ) 公募 委員数	倍率 (エ)/(オ)	備考
1	上越市情報公開･個人情報保護審査会	総務管理課	(1)学識経験者 (2)公募に応じた市民 (3)その他市長が必要と認める者	5	○	1	1	1	1.0	
2	上越市情報公開･個人情報保護制度等審議会	総務管理課	(1)学識経験者 (2)公募に応じた市民 (3)その他市長が必要と認める者	9	○	2	2	2	1.0	
3	上越市ケーブルテレビ施設譲渡先事業者選定委員会	総務管理課	(1)学識経験者 (2)上越市ケーブルテレビ放送番組審議会規則第2条各号に掲げる審議会の委員 (3)次に掲げる市民のうち公募に応じた人 ア 情報サービス利用者 イ 安塚区、吉川区又は三和区のいずれかの区に住所を有する人 (3)その他市長が必要と認める人	9	○	3	4	3	1.3	
4	上越市表彰審査会	秘書課	(1)学識経験者 (2)公募に応じた市民 (3)その他市長が必要と認める者	14	○	なし	4	2	2.0	
5	議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償審査会	人事課	(1)学識経験者	3	×					県市長会を通して。新潟市の委員会の委員に委嘱することとなっており、委嘱される委員についても、新潟市が充て職で選任している。

No.	審議会等の名称	担当課	委員構成	(ア) 委員数	(イ) 公募委員 設置の 有無	(ウ) 公募委員 の定数	(エ) 応募者数	(オ) 公募 委員数	倍率 (エ)/(オ)	備考
6	議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償認定委員会	人事課	(1)学識経験者	5	×					県市長会を通して。新潟市の委員会の委員に委嘱することとなっており、委嘱される委員についても、新潟市が充て職で選任している。
7	上越市特別職報酬等審議会	人事課	(1)市の区域内の公共的団体等の代表者 (2)公募に応じた市民 (3)その他市長が必要と認める者	12	○	なし	4	4	1.0	
8	上越市入札監視委員会	契約課	(1)入札及び契約に関し識見を有する人で公正かつ中立な立場で職務を遂行できる人 (2)公募に応じた市民 (3)その他市長が必要と認める人	7	○	なし	8	3	2.7	
9	上越市国民保護協議会	防災危機管理課	(1)当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員 (2)自衛隊に所属する者(任命に当たって防衛大臣の同意を(3)当該市町村の属する都道府県の職員 (4)当該市町村の助役 (5)当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長) (6)当該市町村の職員(前二号に掲げる者を除く。) (7)当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員 (8)国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者	45	○	なし	4	4	1.0	第8号委員
10	上越市国民保護協議会幹事会	防災危機管理課	委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。	31	×					

No.	審議会等の名称	担当課	委員構成	(ア) 委員数	(イ) 公募委員設置の有無	(ウ) 公募委員の定数	(エ) 応募者数	(オ) 公募委員数	倍率 (エ)/(オ)	備考
11	上越市防災会議	防災危機管理課	(1)指定地方行政機関の職員で市長が定める職にある者 (2)新潟県の知事の部内の職員で市長が定める職にある者 (3)新潟県警察の警察官で市長が定める職にある者 (4)本市の職員で市長が定める職にある者 (5)教育長 (6)消防長及び消防団長 (7)指定公共機関又は指定地方公共機関の長若しくはその職員で市長が定める職にある者 (8)自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	41	×					
12	上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議	防災危機管理課	(1)学識経験者 (2)関係行政機関の職員 (3)地縁団体等を代表する者 (4)事業者 (5)公募に応じた市民 (6)市の職員 (7)その他市長が必要と認める者	17	○	5	8	5	1.6	
13	上越市交通安全対策会議	防災危機管理課	(1)国の地方行政機関の職員 (2)新潟県の知事部局の職員 (3)新潟県警察の警察官 (4)上越地域消防事務組合の職員 (5)市民 (6)事業者 (7)上越市立小学校及び中学校に勤務する教員 (8)市の職員	13	×					
14	上越市大規模開発行為審議会	企画課	(1)学識経験者 (2)関係行政機関の職員 (3)関係団体の代表者 (4)公募に応じた市民 (5)その他市長が必要と認める者	21	○	なし	3	2	1.5	
15	上越市総合計画審議会	企画課	(1)市教育委員会の委員 (2)市農業委員会の委員 (3)学識経験を有する者 (4)関係行政機関の職員 (5)関係諸団体の役員及び職員	0	×					

No.	審議会等の名称	担当課	委員構成	(ア) 委員数	(イ) 公募委員設置の有無	(ウ) 公募委員の定数	(エ) 応募者数	(オ) 公募委員数	倍率 (エ)/(オ)	備考
16	上越市新水族博物館の整備に係る有識者検討委員会	企画課	(1)水族博物館の経営に精通している人 (2)誘客に精通している人 (3)施設の整備手法に精通している人 (4)経済学に関し識見を有する人 (5)地域振興に係る活動を行っている人 (6)その他市長が必要と認める人	6	×					
17	上越都市計画事業上越市新幹線新駅地区土地区画整理審議会	新幹線新駅周辺整備事務所	学識経験者、地権者等から選挙で選出するもの	9	×					
18	上越市用地管財課指定管理者選定委員会	用地管財課	(1)学識経験者 (2)経営に精通している人 (3)施設の利用者の代表 (4)施設の管理を担当する市の職員	8	×					
19	上越市固定資産評価審査委員会	収納課	⑴市民 ⑵市税の納税義務者 ⑶固定資産の評価について学識経験を有する者	3	×					
20	上越市自治基本条例推進市民会議	自治・地域振興課	⑴公募に応じた市民 ⑵地域活動を行う団体で活動している人 ⑶その他市長が必要と認める人	16	○	8	13	8	1.6	
21	安塚ケーブルテレビ放送番組審議会	安塚区総合事務所	⑴安塚ケーブルテレビ事業の基本サービスに加入する世帯に属する個人のうち公募に応じた者 ⑵専門性と実務経験を有する者	7	○	6	6	6	1.0	
22	吉川ケーブルテレビ放送番組審議会	吉川区総合事務所	⑴公募に応じた区内在住の市民 ⑵地域活動を行う団体で活動している人	5	○	3	3	3	1.0	
23	三和ケーブルテレビ放送番組審議会	三和区総合事務所	三和ケーブルテレビ事業の基本サービスに加入する世帯に属する個人のうち公募に応じた者	7	○	6	6	6	1.0	
24	上越市同和対策等審議会	共生まちづくり課	⑴人権擁護委員 ⑵民生委員 ⑶部落解放同盟上越支部の代表 ⑷学識経験者 ⑸その他市長が必要と認める者	14	×					
25	上越市中高生海外ホームステイ交流事業参加者選考委員会	共生まちづくり課	⑴教育関係者 ⑵国際交流団体関係者 ⑶その他市長が必要と認める人	4	×					

No.	審議会等の名称	担当課	委員構成	（ア） 委員数	（イ） 公募委員 設置の 有無	（ウ） 公募委員 の定数	（エ） 応募者数	（オ） 公募 委員数	倍率 （エ）/（オ）	備考
26	上越市多文化共生推進懇談会	共生まちづくり課	(1)多文化共生の地域づくりに関し識見を有する人 (2)市内に住所を有する外国人 (3)公募に応じた市民 (4)外国人の生活を支援する団体を代表する人 (5)外国人を雇用する企業を代表する人 (6)居住、医療、福祉その他の外国人の生活に関係する団体及び機関を代表する人 (7)上越市教育委員会事務局の職員 (8)その他市長が必要と認める人	0	○	2	0	0		H22.6.30で委嘱期間満了。今後の募集予定なし。
27	上越市人にやさしいまちづくり推進会議	共生まちづくり課	(1)高齢者、障害者等 (2)事業者 (3)学識経験者 (4)関係行政機関の職員 (5)公募に応じた市民 (6)その他市長が必要と認める者	15	○	なし	3	3	1.0	
28	上越市男女共同参画審議会	男女共同参画推進センター	（1）学識経験者 （2）関係行政機関の職員 （3）事業者 （4）地縁団体等の代表者 （5）公募に応じた市民	17	○	なし	4	2	2.0	
29	男女共同参画推進センター事業企画委員会	男女共同参画推進センター	（1）男女共同参画に関する活動を行っている団体に所属する人 （2）公募に応じた市民	11	○	なし	10	10	1.0	
30	上越市文化振興課指定管理者選定委員会	文化振興課	(1)学識経験者 (2)経営に精通している人 (3)施設の利用者の代表 (4)施設の管理を担当する市の職員	7	×					
31	旧直江津銀行活用検討委員会	文化振興課	(1)歴史的建造物に関し優れた識見を有する人 (2)中心市街地活性化に関し優れた識見を有する人 (3)旧直江津銀行の周辺地区で活動するまちづくり団体を代表する人 (4)旧直江津銀行の周辺地区の町内会を代表する人 (5)市の職員 (6)その他市長が必要と認める人	11	×					

No.	審議会等の名称	担当課	委員構成	(ア) 委員数	(イ) 公募委員 設置の 有無	(ウ) 公募委員 の定数	(エ) 応募者数	(オ) 公募 委員数	倍率 (エ)/(オ)	備考
32	上越市歴史的建造物等整備支援事業選定審査会	文化振興課	⑴学識経験者 ⑵建築又は歴史に関する事項に精通している人 ⑶その他市長が必要と認める人	5	×					
33	上越市住居表示審議会	市民課	(1)学識経験者 (2)関係行政機関の職員 (3)その他市長が特に必要とみとためた者	10	×					
34	上越市環境影響評価会議	環境保全課	(1)学識経験者 (2)関係行政機関の職員 (3)事業者 (4)地縁団体等の代表者 (5)公募に応じた市民	8	×					
35	上越市環境審議会	環境保全課	(1)学識経験者 (2)関係行政機関の職員 (3)公募に応じた市民 (4)事業者 (5)その他市長が必要と認める者	26	○	なし	7	4	1.8	
36	上越市自然環境保全推進委員会	環境保全課	(1)学識経験者 (2)公募に応じた市民 (3)その他市長が必要と認める者	8	○	なし	2	2	1.0	
37	上越市廃棄物減量等推進審議会	生活環境課	(1)公募に応じた市民 (2)学識経験者 (3)市の職員 (4)その他市長が必要と認める者	14	○	2	2	2	1.0	
38	上越市民生委員推薦会	福祉課	(1)市町村の議会の議員 (2)民生委員 (3)社会福祉事業の実施に関係のある者 (4)市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 (5)教育に関係のある者 (6)関係行政機関の職員 (7)学識経験のある者	7	×					

No.	審議会等の名称	担当課	委員構成	（ア） 委員数	（イ） 公募委員 設置の 有無	（ウ） 公募委員 の定数	（エ） 応募者数	（オ） 公募 委員数	倍率 （エ）/（オ）	備考
39	上越市自立支援協議会	福祉課	(1)相談支援を行う事業所 (2)障害福祉サービスを行う業者 (3)保健及び医療関係者 (4)就労及び雇用関係者 (5)教育関係者 (6)障害者 (7)障害者団体関係者 (8)学識経験者 (9)市の職員 (10)その他市長が必要と認める人	60	×					
40	上越市障害程度区分等審議会	福祉課	障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者	15	×					
41	上越市福祉有償運送運営協議会	福祉課	(1)新潟運輸支局の職員 (2)公共交通機関について識見を有する人 (3)福祉有償運送を実施する団体を代表する人 (4)福祉有償運送の利用者 (5)タクシー事業者その他交通機関関係者 (6)公募に応じた市民 (7)本市の職員 (8)その他市長が必要と認める人	12	○	1	2	1	2.0	
42	上越市福祉課指定管理者選定委員会	福祉課	(1)学識経験者 (2)経営に精通している人 (3)施設の利用者の代表 (4)施設の管理を担当する市の職員	7	×					
43	上越市地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	(1)介護サービス又は介護予防サービスに関係する事業所又は団体の代表 (2)介護サービス又は介護予防サービスを利用している人 (3)介護保険以外の福祉サービス関係者 (4)権利擁護、相談事業等を担う関係機関 (5)学識経験者 (6)その他市長が必要と認める人	13	×					

No.	審議会等の名称	担当課	委員構成	(ア) 委員数	(イ) 公募委員設置の有無	(ウ) 公募委員の定数	(エ) 応募者数	(オ) 公募委員数	倍率 (エ)/(オ)	備考
44	上越市地域ケア会議	高齢者支援課	(1)医師 (2)病院関係者 (3)介護サービス又は介護予防サービス事業者 (4)地域包括支援センター職員 (5)上越市社会福祉協議会の職員 (6)老人ホームの職員 (7)上越地域振興局の職員 (8)その他市長が必要と認める人	9	×					
45	上越市高齢者見守り支援ネットワーク会議	高齢者支援課	(1)上越市町内会長連絡協議会を代表する人 (2)上越市民生委員児童委員協議会連合会を代表する人 (3)上越市社会福祉協議会を代表する人 (4)介護保険施設、老人福祉施設等を代表する人 (5)学識経験者 (6)公募に応じた市民 (7)関係行政機関の職員 (8)その他市長が必要と認める人	24	○	なし	2	1	2.0	
46	上越市高齢者支援課指定管理者選定委員会	高齢者支援課	(1)学識経験者 (2)経営に精通している人 (3)施設の利用者の代表 (4)施設の管理を担当する市の職員	14	×					
47	上越市介護認定審査会	高齢者支援課	要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者	144	×					
48	上越市介護保険運営協議会	高齢者支援課	(1)被保険者 (2)事業者 (3)学識経験者 (4)公募に応じた市民 (5)その他市長が必要と認める者	34	○	なし	8	2	4.0	H24.10.20委員改選。直近の応募者数は8人で、現在の公募委員数は2人だが、10月20日以降公募委員数は4人となる。
49	上越休日・夜間診療所運営委員会	健康づくり推進課	(1)上越医師会の代表者 (2)公的医療機関等の代表者 (3)学識経験者 (4)関係行政機関の職員 (5)公募に応じた市民 (6)その他市長が必要と認める者	12	○	なし	2	2	1.0	

No.	審議会等の名称	担当課	委員構成	(ア) 委員数	(イ) 公募委員設置の有無	(ウ) 公募委員の定数	(エ) 応募者数	(オ) 公募委員数	倍率 (エ)/(オ)	備考
50	上越市大気汚染疾病者認定審査会	健康づくり推進課	医学に関し学識経験を有する者	0	×					
51	上越市保健医療福祉ゾーン連絡協議会	健康づくり推進課	(1) 学識経験者 (2) 上越市老人クラブ連合会を代表する人 (3) 地元地権者を代表する人 (4) 整備運営法人を代表する人 (5) その他市長が必要と認める人	0	×					
52	上越地域予防接種健康被害調査委員会	健康づくり推進課	医師、上越市長、妙高市長	11	×					
53	上越市健康づくり推進協議会	健康づくり推進課	(1)医療関係団体及び民間団体の代表者 (2)学識経験を有する人 (3)関係行政機関の代表者 (4)関係職員	12	○	なし	5	2	2.5	
54	上越市健診・保健指導検討会	健康づくり推進課	(1)市内の健康保険組合の代表者 (2)全国健康保険協会の代表者 (3)市内の健康診査の実施機関の代表者 (4)市が実施する健康診査を担当する職員 (5)その他市長が必要と認める人	7	×					
55	上越市歯科保健計画策定委員会	健康づくり推進課	(1)歯科医療団体その他の関係団体の代表者 (2)学識経験を有する人 (3)公募に応じた市民 (4)関係行政機関の職員 (5)市の職員 (6)その他市長が必要と認める人	16	○	なし	2	2	1.0	
56	上越市国民健康保険運営協議会	国保年金課	(1)被保険者を代表する委員 (2)保険医又は保険薬剤師を代表する委員 (3)公益を代表する委員 (4)被用者保険等保険者を代表する委員	20	×					
57	上越市少子社会を考える市民懇談会	こども課	(1)学識経験者 (2)少子化問題又は次世代育成支援対策に関係する団体の代表者 (3)公募に応じた市民 (4)その他市長が必要と認める人	18	○	3	3	2	1.5	

No.	審議会等の名称	担当課	委員構成	(ア) 委員数	(イ) 公募委員設置の有無	(ウ) 公募委員の定数	(エ) 応募者数	(オ) 公募委員数	倍率 (エ)/(オ)	備考
58	上越市子どもの権利委員会	こども課	(1)学識経験者 (2)関係行政機関の職員 (3)事業者 (4)教育関係者等 (5)PTA等の代表者 (6)子ども支援活動団体の代表者 (7)公募に応じた市民 (8)その他市長が必要と認める者	19	○	3	2	2	1.0	
59	上越市保育園のあり方検討委員会	こども課	(1)学識経験者 (2)上越市私立保育園協会の代表者 (3)上越市私立幼稚園連盟の代表者 (4)保育園又は子育てに関係する団体の代表者 (5)保育園の保護者会の代表者 (6)公募に応じた市民 (7)その他市長が必要と認める人	11	○	なし	5	3	1.7	H24.6.22任期満了
60	上越市産業振興課指定管理者選定委員会	産業振興課	【専門委員】 (1)学識経験者 (2)経営に精通している人 【特別委員】 (1)施設の利用者の代表 (2)施設の管理を担当する市の職員	14	×					
61	上越市中小企業研究開発支援事業審査委員会	上越ものづくり振興センター	(1)学識経験者 (2)新潟県工業技術総合研究所上越技術支援センターを代表する人 (3)上越商工会議所を代表する人 (4)その他市長が必要と認める人	9	×					
62	上越市企業振興審議会	産業立地課	(1)学識経験者 (2)市職員 (3)その他市長が必要と認める人	8	×					

No.	審議会等の名称	担当課	委員構成	(ア) 委員数	(イ) 公募委員 設置の 有無	(ウ) 公募委員 の定数	(エ) 応募者数	(オ) 公募 委員数	倍率 (エ)/(オ)	備考
63	上越市小木・直江津航路活性化会議	産業立地課	⑴上越商工会議所の代表者 ⑵上越市議会の代表者 ⑶直江津港湾協会の代表者 ⑷上越地域振興局の代表者 ⑸直江津港港湾管理者 ⑹港湾関係事業者 ⑺観光事業者 ⑻町内会長 ⑼公募に応じた市民 ⑽その他市長が必要と認める人	0	○	なし	－	－		現在休止中
64	上越市観光充実検討委員会	観光振興課	(1)観光振興に関し識見を有する人 (2)公募に応じた市民 (3)その他市長が必要と認める人	0	○					現在休止中
65	上越市露店市場運営委員会	観光振興課	(1)学識経験者 (2)県警行政機関の職員 (3)市場開設区域内の町内会長の代表者 (4)露店の出店者の代表者 (5)市場開設関係団体の代表者 (6)公募に応じた市民 (7)その他市長が必要と認める者	24	○	3	1	1	1.0	
66	上越市観光振興課指定管理者選定委員会	観光振興課	【専門委員】 ⑴学識経験者 ⑵経営に精通している人 【特別委員】 ⑴施設の利用者の代表 ⑵施設の管理を担当する市の職員	14	×					
67	上越市食育推進会議	農業政策課	(1)学識経験者 (2)公募に応じた市民 (3)事業者 (4)市の職員 (5)その他市長が必要と認める者	22	○	なし	3	3	1.0	

No.	審議会等の名称	担当課	委員構成	(ア) 委員数	(イ) 公募委員設置の有無	(ウ) 公募委員の定数	(エ) 応募者数	(オ) 公募委員数	倍率 (エ)/(オ)	備考
68	上越市食料・農業・農村政策審議会	農業政策課	(1)農業者 (2)消費者 (3)事業者 (4)都市住民 (5)農業に関する団体の職員 (6)関係行政機関の職員 (7)学識経験者 (8)公募に応じた市民 (9)その他市長が必要と認める者	22	○	なし	5	2	2.5	
69	上越市地産地消推進会議	農業政策課	(1)食品関連事業者の代表者 (2)農林水産物販売事業者の代表者 (3)公募に応じた市民 (4)市の職員 (5)その他市長が必要と認める人	10	○	なし	1	1	1.0	
70	上越市人・農地プラン作成検討会	農業振興課	(1)農業者 (2)農業関係団体の人 (3)その他市長が必要と認める人	11	×					
71	くわどり市民の森運営協議会	農林水産整備課	(1)動植物に関する学識経験のある者 (2)地元代表者 (3)森林・環境関係団体 (4)市民の森利用者 (5)その他市長が必要と認める者	9	×					
72	上越市漁港運営協議会	農林水産整備課	(1)漁業協同組合の代表者 (2)漁港利用者 (3)関係町内会の代表者 (4)関係行政機関の職員 (5)その他市長が必要と認める者	0	×					
73	上越市農林水産整備課指定管理者選定委員会	農林水産整備課	(1)学識経験者 (2)経営に精通している人 (3)施設の利用者代表 (4)施設の管理を担当する市の職員が必要と認める者	9	×					
74	公共事業評価監視委員会	都市整備課	(1)学識経験者 (2)関係団体の代表者 (3)公募に応じた市民 (4)その他市長が必要と認める人	0	○	2	0	0		現在委嘱なし

No.	審議会等の名称	担当課	委員構成	（ア） 委員数	（イ） 公募委員 設置の 有無	（ウ） 公募委員 の定数	（エ） 応募者数	（オ） 公募 委員数	倍率 （エ）/（オ）	備考
75	上越市都市再生整備計画評価委員会	都市整備課	(1)学識経験者 (2)関係行政機関の職員 (3)公募に応じた市民 (4)その他市長が必要と認める人	0	○	1	0	0		
76	上越市景観審議会	都市整備課	(1)公募に応じた市民 (2)事業者 (3)学識経験者 (4)関係行政機関の職員 (5)その他市長が必要と認める者	15	○	2	2	1	2.0	
77	上越市開発審査会	都市整備課	(1)法律・経済・都市計画・建築・公衆衛生・行政の経験知識を有する物	5	×					
78	上越市（仮称）厚生産業会館整備検討委員会	都市整備課	（１）市内の文化活動団体、商工団体その他の団体の代表者 （２）学識経験者 （３）公募に応じた市民 （４）その他市長が必要と認める人	10	○	3	5	3	1.7	検討終了により任期満了
79	上越市都市計画審議会	都市整備課	(1)学識経験者 (2)関係行政機関の職員 (3)公共団体及び公共的団体の役職員 (4)市議会の議員 (5)公募に応じた市民 (6)その他市長が必要と認める者	24	○	2	8	2	4.0	
80	上越市都市計画区域検討委員会	都市整備課	(1)学識経験者 (2)関係団体の代表者 (3)その他市長が必要と認める人	5	×					
81	上越市営住宅入居者選考委員会	建築住宅課	(1)学識経験者 (2)公募に応じた市民 (3)その他市長が必要と認める者	6	○	なし	0	0		
82	上越市建築紛争調整委員会	建築住宅課	法律、経済、建設、都市計画、環境問題又は行政分野の学識経験者	7	×					
83	上越市建築審査会	建築住宅課	法律、経済、建設、都市計画、環境問題又は行政分野の学識経験者	7	×					
84	謙信公アカデミー評議会	教育総務課	（１）学識経験者	8	×					

No.	審議会等の名称	担当課	委員構成	（ア）委員数	（イ）公募委員設置の有無	（ウ）公募委員の定数	（エ）応募者数	（オ）公募委員数	倍率（エ）/（オ）	備考
85	上越市教育総務課指定管理者選定委員会	教育総務課	○専門委員 （1）学識経験者 （2）経営に精通している人 ○特別委員 （1）施設の利用者の代表 （2）施設の管理を担当する市の職員	0	×					
86	上越市学校適正配置審議委員会	教育総務課	(1)学識経験者 (2)市PTA連絡協議会の代表者 (3)市私立幼稚園連盟の代表者 (4)地域自治区からの推薦を受けた人 (5)園児児童生徒の保護者 (6)学校の関係者 (7)その他教育委員会が必要と認める人	15	×					
87	上越市学校給食運営委員会	教育総務課	(1)小、中学校長 (2)小、中学校のPTA会長 (3)保健所長 (4)学識経験者	20	×					
88	上越市就学支援委員会	学校教育課	（1）学校医及び精神科医師 （2）特別支援学校及び特別支援学級が置かれている学校の代表者並びに特別支援教育に関係する教職員 （3）学識経験者 （4）関係行政機関の職員 （5）保護者 （6）その他教育委員会が必要と認める者	32	×					学校教育法施行令に基づき、専門的知識を有する者から意見を聴かなければならないため、公募は馴染まない。医師、学識経験者等は各機関に推薦を依頼して委員を委嘱している。
89	上越市結核対策委員会	学校教育課	（1）学校医及び結核の専門医（2）関係行政機関の職員（3）市立学校長の代表（4）市立学校の養護教諭の代表（5）附属小中学校の代表	6	×					専門的知識を有する者から意見を聴かなければならないため、公募は馴染まない。医師や学校の代表は各機関に推薦を依頼して委員を委嘱している。

No.	審議会等の名称	担当課	委員構成	(ア)委員数	(イ)公募委員設置の有無	(ウ)公募委員の定数	(エ)応募者数	(オ)公募委員数	倍率(エ)/(オ)	備考
90	上越市奨学金貸付審査委員会	学校教育課	○市内の中学校の職員○市内の中等教育学校の職員 ○市内の高等学校の職員○学識経験者	6	×					専門的知識を有する者から意見を聴かなければならないため、公募は馴染まない。
91	上越市立教育センター運営委員会	教育センター	(1)大学教授(2)小学校校長(3)中学校校長(4)中学校教頭(5)小学校教頭(6)中学校教諭(7)小学校教諭	10	×					専門的な知識が必要であるため。
92	上越市美術展覧会運営委員会	生涯学習推進課	(1)専門委員(2)学識経験者 (3)市民代表(4)その他会長が必要と認める人	19	×					
93	春日山城跡整備5か年計画検討委員会	文化行政課	(1)学識経験者 (2)春日地区の町内会その他関係団体の構成員 (3)その他教育委員会が必要と認める人	0	×					休止中
94	上越市社会教育委員会議	生涯学習推進課	(1)学校教育及び社会教育の関係者 (2)家庭教育の向上に資する活動を行う者 (3)学識経験者	20	×					
95	上越市青少年健全育成センター運営協議会	生涯学習推進課	(1)教育関係者(2)児童福祉関係者(3)警察関係者 (4)学識経験者 (5)関係行政機関の職員及び関係団体の役員 (6)公募に応じた市民	13	○	なし	5	2	2.5	
96	上越市青少年問題協議会	生涯学習推進課	(1)上越市議会議員 (2)上越市副市長及び関係課長 (3)上越市教育委員 (4)県の青少年関係行政機関の長 (5)民生委員及び保護司の代表 (6)青少年関係団体の代表 (7)学識経験のある者	26	×					
97	上越市白山会館運営委員会	生涯学習推進課	(1)教育機関及び社会教育関係団体の代表者 (2)学識経験者 (3)部落解放同盟上越支部の代表者	13	×					
98	上越市文化財調査審議会	文化行政課	学識経験のある者	12	×					

No.	審議会等の名称	担当課	委員構成	(ア) 委員数	(イ) 公募委員設置の有無	(ウ) 公募委員の定数	(エ) 応募者数	(オ) 公募委員数	倍率 (エ)/(オ)	備考
99	吹上・釜蓋遺跡整備活用委員会	文化行政課	(1)考古学、植物学、地質学、建築史学等遺跡に関連する分野について識見を有する人 (2)学校教育について識見を有する人 (3)観光について識見を有する人 (4)和田地区の地域文化について識見を有する人 (5)公募に応じた市民 (6)その他教育委員会が必要と認める人	10	○	なし	3	2	1.5	
100	上越市スポーツ推進審議会	体育課	(1) スポーツに関する学識経験のある者 (2) 関係行政機関の職員 (3) スポーツを実践し、その活動に顕著な実績が認められる者 (4) スポーツ団体の代表者 (5) 公募に応じた市民 (6) その他教育委員会が必要と認める者	15	○	なし	−	−		平成23年12月議会で審議会条例改正。直近の委員改選は25年4月
101	上越市公民館運営審議会	公民館	(1)学校教育及び社会教育の関係者 (2)家庭教育の向上に資する活動を行う者 (3)学識経験者	20	×					
102	上越市女性サポートセンター運営委員会	公民館	(1)学識経験者 (2)関係行政機関の職員 (3)女性労働者を雇用する者の代表者 (4)女性労働者の代表者 (5)公募に応じた市民 (6)その他市長が必要と認める者	5	○	なし	1	1	1.0	
103	上越市立図書館協議会	高田図書館	(1)学校教育及び社会教育の関係者 (2)家庭教育の向上に資する活動を行う者 (3)学識経験者 (4)公募に応じた市民	10	○	未確定	未確定	未確定		
104	上越市博物館協議会	総合博物館	(1)学校教育及び社会教育の関係者 (2)家庭教育の向上に資する活動を行う者 (3)学識経験者 (4)公募に応じた市民	10	○	なし	0	0		
105	小林古径記念美術館運営委員会	小林古径記念美術館	(1)小林古径について識見を有する人 (2)美術文化について識見を有する人 (3)小林古径記念美術館の利用者 (4)その他教育委員会が必要と認める人	9	×					

No.	審議会等の名称	担当課	委員構成	(ア) 委員数	(イ) 公募委員設置の有無	(ウ) 公募委員の定数	(エ) 応募者数	(オ) 公募委員数	倍率 (エ)/(オ)	備考
106	上越市美術資料収集委員会	小林古径記念美術館	⑴美術に関する専門家(第1委員) ⑵上越市民で美術に造詣の深い人(第2委員)	10	×					
107	上越市水道水源保護審議会	ガス水道局施設管理課	(1)識見を有する者 (2)関係行政機関の職員 (3)公募に応じた市民 (4)その他市長が必要と認める者	20	○	なし	0	0		
108	吹上・釜蓋遺跡調査指導委員会	文化行政課	⑴考古学、植物学、地質学、建築史学等遺跡に関連する分野について優れた識見を有する人 ⑵その他教育委員会が必要と認める人	4	×					
合計				1,452	○の数 48	―	159	107	1.5	―

平成24年10月10日
第4回自治基本条例推進市民会議
資料No.4

議題調整票取りまとめ結果

〈検討欄を「○」として協議する必要があるとされた意見〉

意見整理表No.	協議する必要があるとする理由	委員名
13,55	市民の認知度・関心の向上の今後の取組として、子どもたちへの周知が必要としたもの。条例に直接起因した改正、修正事項ではないが、推進市民会議の意見として集約すべき内容だと考える。	栗田委員
15	アンケートによりしっかりとした数値を把握分析して条例の周知に市として取り組んで行くことが必要と考える。	増田委員
20	市民の参画に関しては現状で良しとせずに多方面から検討していく必要があると考える。	増田委員
34	地域住民や各種団体との意見交換は今後自治を育てていくという観点や市民参画の観点からよりよい方法に向けて検討していく必要があると考える。	増田委員
40,41,65	第25条第2項（評価）についての問題点の指摘として一括で協議すべきである。報告書の記載の問題ではなく、逐条解説に指摘されている課題に取り組む姿勢そのものが問われているものであり、逐条解説に問題があるというならば修正も含め協議したい。	栗田委員
51,52,53	細目に関係なく「人材育成（第36条）」として一括で捉え、この条例の肝である人材育成を早急に体系的に進めるよう促す意見を付す必要がある。	栗田委員
54	先日協議したNo.23～25の公募委員に加えて協議すべきだ。	栗田委員

〈意見整理表検討欄符号一覧〉

No.	当初	議題調整票
10	×	
11	△	
12	×	
13	×	○
14	△	
15	×	○
16	△	
17	△	
18	×	
19	×	
20	×	○
21	△	
22	△	
23	△	
24	△	
25	○	
26	○	
27	△	
28	○	
29	△	
30	×	
31	×	
32	×	
33	×	
34	×	○
35	×	
36	×	
37	×	

No.	当初	議題調整票
38	×	
39	△	
40	△	○
41	△	○
42	×	
43	×	
44	×	
45	△	
46	△	
47	×	
48	×	
49	×	
50	×	
51	×	○
52	×	○
53	×	○
54	×	○
55	×	○
56	×	
57	×	
58	×	
59	×	
60	×	
61	×	
62	×	
63	×	
64	×	
65	×	○

※ 太枠は、検討欄が「○」の意見

平成24年10月10日
第4回自治基本条例推進市民会議
資料No.5

意見募集により寄せられた意見

区分	報告書ページ	項目	意見の内容	意見に対する考え方
市の取組に関すること。	33	審議会等（第21条）	委員の選任の公平性・透明性が明らかになっていない。一部委員が行政職か委員となっていたり、町内会長連絡協議会の会長職が委員となっていたり、何を基準に選任しているのか分からない。 公募の在り方について、どの審議会にあっても公募人数は大体2名であり、他大勢は行政が指名する人が委員となる。したがって、審議する前から結論ありきの審議会である。見直しをする必要あり。公募は少なくとも委員の半数を入れるべきではないか。	委員の定数については、発言者の固定を防止し、1人当たりの発言回数を確保することで十分な議論を確保するため、必要最小限の人数とすることとしています。そのうち、公募委員以外の委員については、特定の専門的知識を有したり、目的に沿った分野から選出しており、公募委員の割合は、定数の枠内において、審議内容の専門性等に支障がない範囲で決めることとしています。
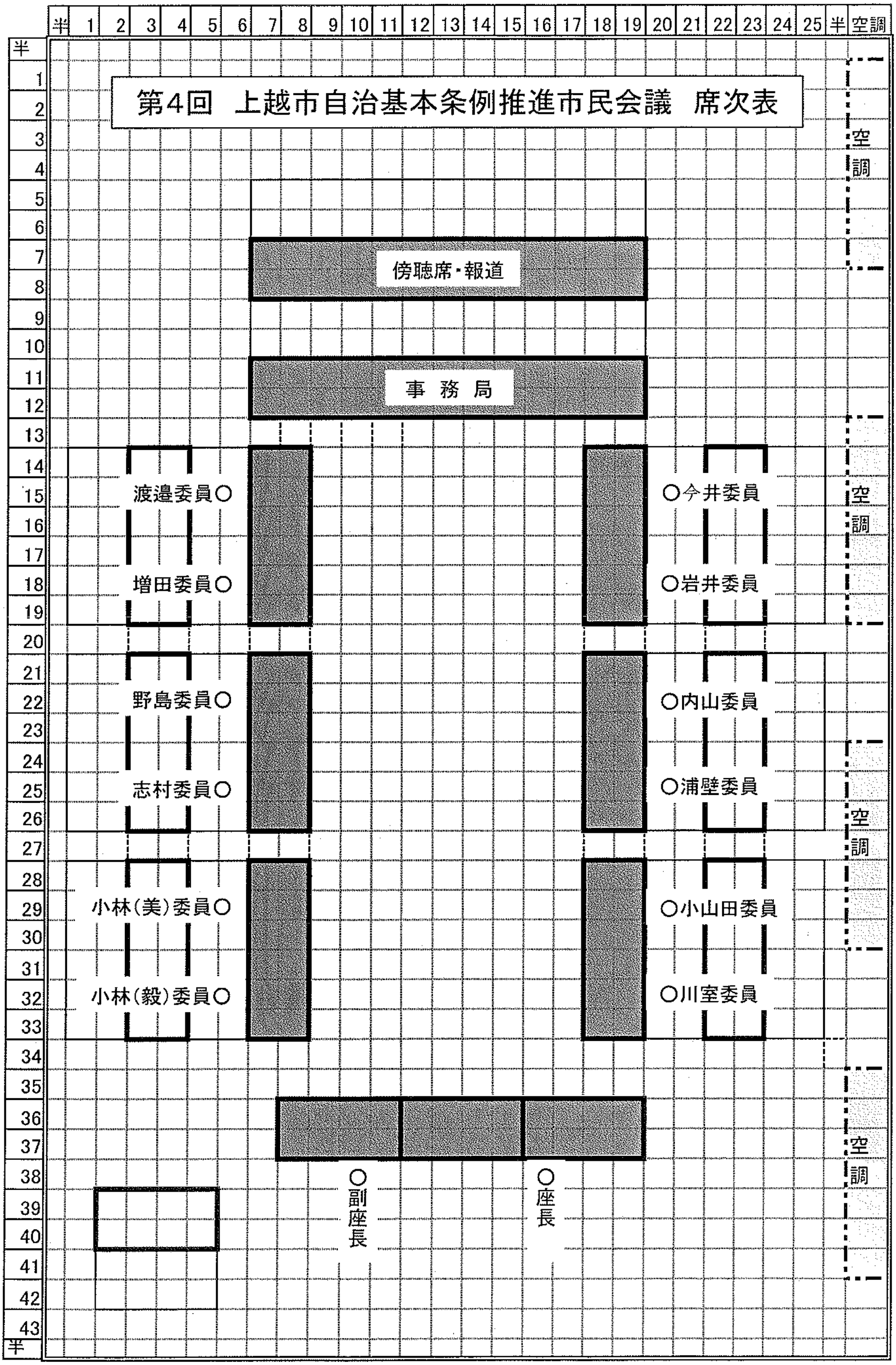
第4回　上越市自治基本条例推進市民会議　席次表